


広報 おおの10月号

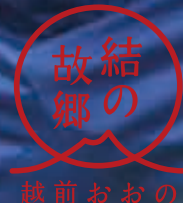
令和4年(2022年) NO.928



目次

- 表紙 大野市消防団操法大会
- P2 特集 地域を守る消防団
- P6 入園申し込みはオンラインで
- P7 指定学校変更には申請が必要です

 **今月の国民の祝日**
国旗を掲げましょう
10日月 スポーツの日



大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

消防団の活動を紹介します

平常時の活動



消火訓練
災害から地域を守るため、さまざまな訓練を行います。消火訓練や防災訓練はその一部です。



ボランティア
地域貢献の一環として、本市のイベントのサポート役として活動しています。



広報活動
火災予防の呼びかけや、地域の防災意識を向上させるために防火パトロールも行っています。



防火啓発活動
家庭での防火指導や、高齢者宅への訪問を通して、防火・防災の啓発活動を行っています。

災害時の活動



消火活動支援
火災発生時には自宅や職場から駆けつけ、消火活動や後方支援など、その場に応じて活動します。



自然災害対応
地震や台風などの際は避難誘導を行い、土のうを積んで水害を防ぐなど二次災害の防止に努めます。

消防団の5S17A

- ①防災の知識が深まる
入団すると、消火活動の基本、安全管理、万一のときの応急手当やAEDの使い方などを学ぶことができます。これらの知識は自分自身の命を守るのももちろんのこと、家族や大切な人を守るために役立ちます。
- ②家族・地域住民に頼られる存在に
消防団活動で地域のことを深く知るきっかけとなり、住民とのコミュニケーションも深まり地元の良さを再認識できます。

- ③自分の成長を実感できる
消防車の運転や放水作業、チームでの消火活動など、未知の経験や挑戦はそれだけで人としての成長につながります。消防団での活動は地域貢献と自身の成長が実感できる場でもあります。
- ④人脈が広がる
消防団活動を通じて、違う年代や多種多様な職業の人たちと活動をしていく中で新たなつながりや強い絆が生まれます。



特集 地域を守る消防団 大切な人を、自分たちの手で

消防団とは

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は他の本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員です。

「自らの地域は自分で守る」という精神に基づき、火災や風水害などの災害時には消防署と協力して活動を行い、平常時にも火災予防・防災活動などを行っています。本市では現在、1本部10分団で440人(うち女性95人)の消防団員が活躍しています。

消防団の現状

団員減少

大野市消防団の団員数はピーク時の平成28年から45人減少し、定数割れの状態になっています。全国的にも団員数は減少傾向であり、今後とも減少が予想されています。

高齢化

団員減少よりも深刻なのが団員の高齢化です。20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少しており、危機的状況となっています。

過疎化

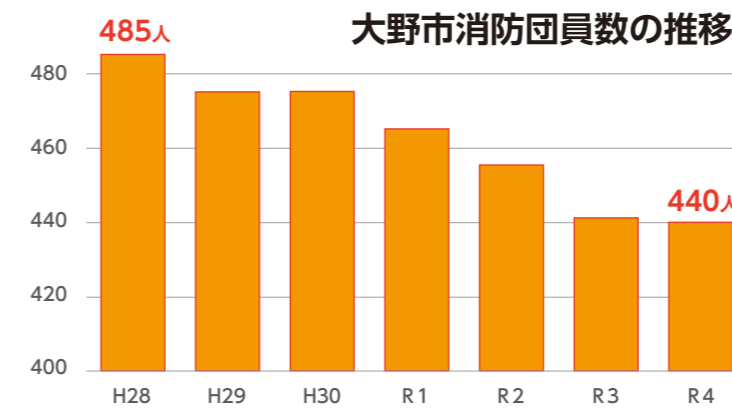
団員減少と高齢化に加えて、山間部から市街地への人口流出により、団員を確保できない地区が増加しています。

なぜ今、消防団なのか？

団員が減少しようと、高齢化しようと、「コロナ禍であろう」と災害は待ってくれません。災害が起こった時、被害を最小限にするために、皆さんの大切な人と地域を守るために、消防団の力が重要です。

万一の災害に備えて日々活動する消防団員。会社員や自営業など仕事をしながら、私たちが災害から守ってくれている大野市消防団を紹介します。

大野市消防団員数の推移



消防団に関する疑問にお答えします

Q. 消防団員になる資格は？
A. 特別な資格はありません
 市内に居住、在勤する18歳以上の健康な人なら、誰でも入団することができます。

Q. 体力がないと務まらないのでは？
A. そんなことはありません
 「消防団は消火活動が中心で体力が絶対必要」と思われがちですが、火災予防広報や応急処置、避難所運営の補助など体力的な負担の少ない役割も数多くあります。体力がなくても輝ける場所は数多くあります。

Q. 活動はすべてボランティアなの？
A. いいえ、報酬が出ます
 一般の団員で月額報酬3万6500円に加えて、1回の訓練・講習参加で2500円、災害出場では4000円(4時間以上8000円)が支給されます。また、万一、活動中の事故などがなごを負った場合も各種補償制度により補償されます。

Q. 仕事の都合もあり毎回活動に参加することが難しいのですが
A. できる範囲で大丈夫です
 消防団員は会社員、団体職員、公務員、自営業者などさまざまな職種の人たちで構成されています。仕事など避けられない用事があればやむを得ませんし、その場合に参加を強要することもしていません。参加できる団員でお互いを助け合い、消防団活動を行っています。

Q. 仕事の都合もあり毎回活動に参加することが難しいのですが
A. できる範囲で大丈夫です
 消防団員は会社員、団体職員、公務員、自営業者などさまざまな職種の人たちで構成されています。仕事など避けられない用事があればやむを得ませんし、その場合に参加を強要することもしていません。参加できる団員でお互いを助け合い、消防団活動を行っています。

Q. 拘束時間が長かったり負担が多いのでは？
A. 負担は多少あります
 年間約10日の活動日があり、活動日は1〜2時間程度、教育訓練を行います。災害出場する以上、自分自身を守るため何の教育も訓練もしないという訳にはいきません。そういった意味で負担が全くないとは言えませんが、時代に即した訓練内容や行事になるように適宜、見直しています。

消防団協力事業所表示制度
 「消防団協力事業所表示制度」とは、地域における事業所の社会貢献を広く広報し、地域からの理解を一層深めることを目的とした制度です。平成21年から始まり、市内では37事業所が認定されています。

●認定のメリット
 ・市消防本部から「消防団協力事業所表示証」が交付され、地域防災に貢献している証として、事業所に掲出したり、自社ホームページで公表できます
 ・県発注工事において、入札参加資格の加点や総合評価落札方式の加点などの支援策が受けられます

●認定の条件
 ・3人以上の従業員が消防団に入団している
 ・従業員の消防団活動に積極的な配慮をしている
 ・災害時に事業所の資機材などを消防団に提供している
 ・その他、消防団活動に協力している

※協力事業所は随時募集中です。詳しくは問い合わせください

あなたの力を消防団に
 大野市では消防団への入団者を募集しています。何かに貢献したい、役に立ちたい。大野市消防団はそんなあなたを待っています。
 消防団は誰でも参加できる活動です。年齢、性別、職業問わず、いろいろな人が参加しています。あなたの力を大切な人や地域を守るために役立ててみませんか。消防団活動に興味がある人は、まずは気軽に問い合わせください。

消防警防課 ☎64・4898



団員の皆さんに聞いてみました



結の故郷女性分団第1部 団員
山田真里さん(入団8年目)

『消防団での学びを地域のために』
 結の故郷女性分団の創設時から消防団に入っています。活動は思っていたより負担には感じず、仕事や家庭との両立ができています。防災や心肺蘇生法などの講習を毎年受けられるので、とても勉強になります。
 自分の住んでいる町内でも自主防災組織が立ち上がったので、消防団で得た知識や技能を地域の人に伝え、災害被害の軽減に役立てていきたいです。



第7分団第1部(阪谷管轄分団) 団員
山本里樹さん(入団11年目)

『地域を守れることがやりがい』
 知り合いの人から消防団員数が減っていると聞き、消防団に入りました。自分たちの手で自分たちの地域を守れることが、活動のやりがいです。操法大会では県大会で優勝することもでき、貴重な経験ができました。また、職場が消防団協力事業所となっていて、勤務日に消防団活動に参加することにも協力的なので、助かっています。
 これからも活動を続け、いつかは大野市消防団の団長になれるよう頑張りたいと思います。



第5分団第1部(上庄管轄分団) 班長
大野市消防団活性化委員会 委員長
石黒将司さん(入団22年目)

『消防団の活動をもっと伝えたい』
 親戚が消防団員をしていたことがきっかけで、消防団に入りました。火災発生時は、市民の皆さんのためにという強い思いを持ち、先陣を切って現場に出動しています。また、消防団の活動を続ける上で、トレーニングや健康づくりへの意識が高まり、若い頃の体型を維持できています。
 今後は、若い人にも消防団に興味を持ってもらえるよう、消防団活動の発信にも力を入れていきたいです。



結の故郷女性分団第1部 団員
山田雅美さん(入団4年目)

『市民の声が活動の励みに』
 消防団に入る前は、自分でも務まるか不安でしたが、訓練を続けるうちに、消防や防災についての知識が身に付いていきました。高齢者世帯への防火訪問では、「来てくれてありがとう」と言われることもあり、活動の励みになっています。
 消防団の活動を通じて、自分の住んでいる地域のことをより深く知ることができたので、入団して良かったと思います。これからも、いざというときに地域の役に立てるよう活動を続けていきたいです。

指定学校の変更には 申請が必要です



☎ 教育総務課 (☎64・4827)

小中学校の校区は、入学する子どもの住所で決まり、入学する年の1月下旬に指定の学校をお知らせしています。次のいずれかに当てはまる場合、保護者は指定学校変更の申請ができます。変更が許可される期間や条件、申請に必要な書類は変更の理由によって異なりますので、詳しくは問い合わせてください。

■途中転居

入学後に引っ越して校区が変更になる場合で、元の学校に通学を希望するとき

■転居予定

入学後に引っ越すことが決まっているため、引っ越し先の校区にある学校に通学を希望するとき

■昼間留守家庭(小学生のみ)

昼間は保護者がいない家庭で、預かり先や保護者の勤務先がある校区の学校に通学を希望するとき

■身体的理由

病気などの身体的理由で、通学や通院に配慮する必要があるとき

■教育上の配慮

不登校やいじめなどが原因で、学校を変更することを教育委員会が適当であると認めるとき

■通学距離

通学距離が小学校でおおむね2^{キロ}、中学校でおおむね4^{キロ}を超えている場合で、学校の変更により大幅に通学距離が短縮されるとき

■その他

指定学校の変更の必要性を教育委員会が認めたととき

就学時健康診断のお知らせ

来春、小学校に入学する人には、10月初旬までに就学時健康診断の案内を送ります。健康診断は指定された学校で受診してください。



大野っ子ママもパパも
一緒に子育て講座

「おとう飯、始めよう！」 秋の味覚を楽しむ簡単料理教室

お子さんとお父さんを対象に、簡単にできる料理教室を開催します。親子で楽しい時間を過ごしませんか。

日時 11月5日(土)午前9時～11時(午前8時30分受け付け開始)

場所 学びの里「めいりん」

内容 ・炊き込みご飯でおにぎり作り(作った料理は持って帰ります)

・家事、育児に関する悩み相談

講師 NPO法人おっとふぁーざー 代表理事 舘直宏さん

対象 3歳～小学生とその父親(母親の参加も可能)

定員 18人(先着)

参加料 無料

持ち物 マスク、エプロン、三角巾

申込方法 電話または専用フォームから申し込む

申込締切 10月31日(日)

☎ 総務課 (☎64・4820)



申し込みはこちら▲



保育所・認定こども園への新規入園申し込み オンラインで受け付けます



☎ こども支援課 (☎64・5140)

令和5年4月以降の保育所・認定こども園の入園申し込みを受け付けます。

■認定の区分

入園には市の認定が必要です。子どもの年齢や保護者の就労状況などにより、認定区分と手続きが異なります。

認定区分	対象
1号認定(教育) 認定こども園のみ	保護者の就労の有無に関わらず、教育を希望する満3歳以上の子ども 利用時間 各園で定める時間(8時間未満) 保育料 無料
2号認定(保育) 保育所・認定こども園	保護者の就労などにより、保育を必要とする満3歳以上の子ども 利用時間 最大11時間または8時間 保育料 無料。ただし、満3歳になる年度末までは3号認定と同じ
3号認定(保育) 保育所・認定こども園	保護者の就労などにより、保育を必要とする満3歳未満の子ども 利用時間 最大11時間または8時間 保育料 市民税額に応じて市が決定。第2子以降は無料

■見学会のご案内

見学・相談 市内各園で見学会を行います。希望する園を見学し、園での面談を済ませてから申し込んでください。期間内に見学できない場合は、必ず申し込み前に園に相談してください

見学期間 10月17日(日)～31日(日)

見学予約 見学は予約制です。各園に直接電話で予約してください

その他 市ホームページで各園を動画で紹介しています

■入園の申し込み

申込期間 10月1日(土)～11月30日(日)

※先着順ではありません。期間を過ぎても申し込みますが、期間内に申し込んだ人から優先して入園を決定します

申込方法 オンラインで受け付けます。県電子申請サービスから申し込んでください。

詳しくは、こども支援課と各園で配布する「入所のご案内」を見てください。市ホームページでも閲覧できます。インターネット環境がないなど、やむを得ない場合は、書面での申し込みを受け付けます

必要書類 2・3号認定を希望する場合、就労証明書など、保育を必要とする状況が分かる書類(PDFなどの電子データ可)を申し込み前に準備してください

■保護者が勤務する企業などの皆さんへ

就労証明書への企業などの証明印は不要です。電子データでも保護者に送付できます。様式は市ホームページから入手できます。

入園の手続きの詳細や園の紹介動画はこちら▶



区分	施設名	電話	所在地	定員		
				1号	2・3号	
保育所	公立	あかね保育園	66・5273	水落町7-24	—	70人
	荒島保育園	66・4257	上野42-17	—	30人	
	阪谷保育園	67・1070	伏石11-14	—	20人	
	和泉保育園	78・2812	朝日34-3	—	20人	
認定こども園(幼保連携型)	私立	いとよ保育園	66・3848	清和町710	—	80人
	誓念寺こども園(※)	65・6167	中荒井町二丁目824	10人	140人	
	誓念寺中野こども園	65・6166	東中野二丁目603	10人	140人	
	認定こども園 いなやまこども園	66・0038	篠座94-39	3人	30人	
	認定こども園 いなほこども園	66・1740	春日二丁目16-5	10人	100人	
	開成こども園	65・1103	新庄5-15-2	10人	140人	
	認定こども園 篠座こども園	65・6570	篠座74-32	3人	80人	
	上庄こども園	64・1217	稲郷43-5	3人	87人	
亀山こども園	65・1104	水落町3-35	6人	71人		
認定こども園(幼稚園型)	私立	認定こども園大野幼稚園	65・3936	明倫町7-18	25人	10人

定員は令和4年9月1日時点です。定員数に変更になる場合があります。

(※)誓念寺こども園では休日保育を行います(他園の園児も利用可)

高齢者世帯の雪下ろしを支援します

現在暮らしている住宅の雪下ろしなどが困難な高齢者世帯などを対象に、雪下ろしの支払いに利用できる1万5000円分の助成券を交付します。

○対象世帯

市民税非課税世帯であり、かつ、雪下ろしなどの作業を依頼できる親族がいない世帯などで、以下のいずれかに当てはまる世帯(その他にも、他世帯の扶養親族ではない、市税を滞納していないなどの要件があります)

- ①65歳以上のみの世帯
- ②障がい者のみの世帯
- ③65歳以上と障がい者のみの世帯

○申請から助成券の交付まで

(1)11月下旬までに対象と見込まれる世帯に市から申請書を送付

※対象世帯②③の世帯は申請書が送付されない場合がありますので問い合わせください

(2)助成券の交付を希望する世帯は、申請書を記入し、同封した返信用封筒で返送または持参

(3)申請した世帯で、対象者となる世帯に助成券を交付(5000円×3枚分)

○助成券の利用方法と注意事項

- ・助成券の利用は市の雪下ろし作業者名簿登録者に限ります
- ・助成券は3枚を一度に使うことができます
- ・請求金額から助成券分を差し引いた金額を支払ってください

例：請求金額3万円－助成券1万5000円分(5000円×3枚)＝支払額1万5000円

(請求金額が助成券分の金額を超えた額は自己負担)
・依頼する作業者が、登録事業者であるかを事前に確認してください

・名簿の登録については、来月号でお知らせします

☎ 健康長寿課 (☎65・7333)

地域ぐるみで行う民地の除排雪作業を支援

自治会での除排雪資機材の購入を補助します

屋根雪下ろし資機材や手押し式小型除雪機の購入費用の一部を補助します。

対象者 雪下ろし作業者名簿に登録する市内の自治会

補助額 ▶屋根雪下ろし用資機材：購入費用の2分の1(上限6万円) ▶手押し式小型除雪機：購入費用の2分の1(上限30万円)

申請期間 11月30日(午後5時15分まで)

申請方法 申請書に見積書などの書類を添えて防災防犯課(市役所2階②番窓口)まで提出

その他 補助要件の詳細は市ホームページで確認してください

☎ 防災防犯課 (☎64・4800)

詳しくはこちら▶



申請期限間近

大野市版中小企業者等事業継続支援金

対象事業者 県が本年1月から5月までの売上減少事業者を対象に支給した「福井県中小企業者等事業継続支援金」を受給した中小企業者などのうち、市内に本社がある者(個人は市内に住所がある人)

給付額 一律10万円

申請方法 申請書と添付書類を産業政策課(市役所1階②番窓口)に持参するか簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送する。または電子申請で提出

添付書類 ①福井県中小企業者等事業継続支援金を受

給したことが分かる書類(通帳の写しなど)

②預金通帳の写し(銀行名、支店名、口座およびカタカナの口座名義が印字された部分)

③市内に本社があることが分かる書類(登記簿の写しなど)※法人の場合のみ必要

申請締切 10月24日(日)

☎ 産業政策課 (☎64・4816)




申請様式、電子申請はこちら▶



子どもと高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成

今冬はインフルエンザと新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されています。インフルエンザ流行前の予防接種と、引き続きこまめな手洗い、マスクの着用、3密の回避など感染対策にご協力ください。新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは、接種間隔を空けずに、同時に接種することも可能です。

☎ 健康長寿課 (☎65・7333)

対象者	接種時に満1歳～中学3年生までの子ども	 <ul style="list-style-type: none"> ・接種時に65歳以上の高齢者 ・60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に障害があり、医師が必要と認めた人
対象期間	10月1日～令和5年1月31日までの接種	
助成金額	1回当たり1000円	1830円
助成回数	<ul style="list-style-type: none"> ・13歳未満の子ども 年2回まで ・13歳以上の子ども 年1回まで 	年1回まで
助成方法	会計時に助成金額を差し引く	
持ち物	接種費用、子どもの健康保険証、乳幼児は母子健康手帳	接種費用、健康保険証
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、大野市および勝山市の協力医療機関で接種してください。協力医療機関以外で接種した場合、別途申請が必要です ・医療機関に予約してから受診してください  <p>◀協力医療機関はこちら</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県内の指定医療機関で接種してください ・医療機関に予約してから受診してください  <p>◀指定医療機関はこちら</p>

新型コロナワクチン接種のお知らせ

☎ 市ワクチン接種コールセンター (☎64・5679 (平日午前9時～午後5時))

オミクロン株対応ワクチン接種を開始

対象者 1、2回目接種を完了し、接種から5カ月以上経過した12歳以上の市民

使用するワクチン ファイザー社製およびモデルナ社製の2価ワクチン(従来株およびオミクロン株に対応するワクチン)

接種回数 1回

使用する接種券 ・3回目未接種の人および4回目接種対象で4回目未接種の人：送付済みの接種券を使用してください

・3回目接種済みで4回目の対象でない人：10月中旬から順次接種券を発送します

・4回目接種済みの人：4回目接種から5カ月以上経過後、順次接種券を発送します

※初回接種(1、2回目)が未接種の人は、これまでどおり従来ワクチンを接種してください

※他の市町村で接種後に本市へ転入した人には、接種券が届きません。健康長寿課(結とぴあ1階②番窓口)に接種済証または接種証明書を持参し手続きしてください

その他 ・接種会場など詳しくは、市ホームページをご確認ください

・本掲載内容は9月14日時点の情報です

詳しくはこちら▶



小児への3回目ワクチン接種を開始

対象者 1、2回目接種を完了し、接種から5カ月以上経過した5～11歳の市民

使用するワクチン 小児用ファイザーワクチン

接種券 9月15日(日)から順次発送

その他 接種会場など詳しくは、市ホームページをご確認ください

詳しくはこちら▶



小児へのワクチン接種が「努力義務」になりました

「努力義務」とは、接種を強制するものではなく、接種に協力いただきたいという趣旨のものです。予防接種の効果と副反応など厚生労働省が提供する接種に関する情報を参考に、接種を検討してください。

詳しくは、厚生労働省ホームページを確認してください。

詳しくはこちら▶



市総合防災訓練 今年も富田地区で開催

市では災害対策基本法や地域防災計画に基づき、毎年総合防災訓練を実施しています。大規模災害に備え、市民や自主防災組織、防災関係機関が協力して訓練を実施することで、迅速で的確な応急対策を身に付け、防災意識を高めます。

☎ 防災防犯課 (☎64・4800)

日時 10月30日(日)午前8時30分～10時(小雨決行)
 場所 富田公民館
 内容 住民避難訓練、避難所運営訓練

■緊急速報メールを配信
 当日は、訓練の一環として、市内の携帯電話に一齐に緊急速報メールを配信します。(受信しない例：圏外または市外にいる、受信設定がオフになっているなど)

■防災行政無線で放送
 当日は、防災行政無線を使用し、市内全地区に訓練放送を流します。

大野でお得に買い物を「もっとおおの割」 7000円以上のお買い物で2000円割引

「ふく割」の電子クーポン「もっとおおの割」を発行します。この機会に、市内で「ちょっといいもの」をお買い求めください。

発行日 10月21日(金)～11月10日(日)
 ※発行枚数には限りがあります

■「おおの割」も発行中
 2000円のお買い物で500円割引になる「おおの割」も発行中です。



▲詳しくはこちら

新規登録店も随時募集中

「おおの割」「もっとおおの割」を使用できる市内の小規模店の新規登録も随時募集中です。電話かオンライン申請で申し込んでください。

☎ 「ふく割」事務局コールセンター (☎0776・97・8745)

申し込みはこちら▶

10月は「乳がん月間」 2年に1回 乳がん検診を受けましょう

日本では、毎年9万人もの女性が乳がんにかかると推定されており、乳がんは、働き盛りの女性(30～64歳)のがん死亡原因のトップとなっています。初期症状が現れにくく進行する乳がんから自分を守る方法は、「乳房を意識する生活習慣(ブレスト・アウェアネス)」と「検診による早期発見」です。

●「ブレスト・アウェアネス」4つのポイント

- ①自分の乳房の状態を知る(自分の乳房を見て、触って、感じる習慣(乳房の健康チェック))
- ②乳房の変化に気をつける(しこりや血性の乳頭分泌など)
- ③変化に気づいたらすぐ医師に相談する
- ④40歳になったら、2年に1回乳がん検診を受ける



●乳がん検診日程(集団検診)

実施日	会場	受付時間
10月7日(金)	結とぴあ	午後1時15分～2時15分
8日(土)	Vio	午後1時15分～2時15分
16日(日)	結とぴあ	午前8時30分～10時30分
19日(水)	結とぴあ	午後1時15分～2時15分
11月21日(月)	結とぴあ	午後1時15分～2時15分
12月2日(金)	結とぴあ	午後1時15分～2時15分
11日(日)	結とぴあ	午前8時30分～10時30分

対象 40歳以上
 受診料 1000円(75歳以上は無料)
 申込方法 電話で申し込む(平日午前9時～午後5時)
 ※定員になり次第締め切りますので早めに予約してください

その他 指定医療機関で、個別検診を受けることもできます。指定医療機関は、ホームページから確認するか電話で問い合わせてください

☎ 健康長寿課 (☎64・5679)

指定医療機関の一覧はこちら▶



10月1日から

後期高齢者医療制度 医療費の窓口負担割合が変わります



令和4年10月1日から、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合に、新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

一定以上所得のある人(同世帯の被保険者を含む)は、現役並み所得者を除き、窓口負担割合が「1割」から「2割」に変わります。

現役並み所得者(同世帯の被保険者を含む)の負担割合、住民税非課税世帯の人の負担割合は変わりません。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	負担割合	区分	負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者など	1割	一定以上所得のある人	2割
		住民税非課税世帯	1割

■負担割合が2割となる対象者

- 次の条件に全て該当する人が対象です。
- ①世帯内に住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)が28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる人
 - ②後期高齢者医療の被保険者が1人の場合、被保険者の年金収入と年金所得以外の合計所得金額の合計が200万円以上ある人。同世帯に後期高齢者医療の被保険者が2人以上の場合、被保険者全員の年金収入と年金所得以外の合計所得金額の合計が320万円以上ある人

■負担割合が「2割」となる人への負担軽減(配慮措置)

窓口負担が2割になる人には、令和4年10月から3年間、1カ月の外来医療費の負担増加額を3000円までに抑える配慮措置があります。上限額を超えて支払った金額を、高額療養費として後日払い戻します。

☎ 後期高齢者窓口負担割合コールセンター (☎0120・002・719)



医療費通知の発行が年1回に変わります

県後期高齢者医療広域連合からお送りしている医療費通知書を、令和4年度から年1回の発行に変更します。発行は令和5年1月で、令和3年10月から令和4年10月までの医療費などが記載されます。

本通知書には、令和4年11月と12月の医療費は記載されていません。確定申告時の医療控除資料として利用する場合、医療費通知書に記載されていない対象額の申告については、医療機関などが発行する領収書を利用してください。

☎ 県後期高齢者医療広域連合 (☎0776・54・6330)

第43回市美術展入賞結果

8月31日から9月4日まで、結とぴあで市美術展が開催されました。県内在住の高校生以上の人から一般の部、無鑑査の部合わせて241点の出品がありました。主な入賞者は次のとおりです。(敬称略)

- 市長賞**
- ★小部久輝(洋画)
 - ★幸川武志(日本画)
 - ★山田幸子(彫刻・工芸)
 - ★西村翠星(書道)
 - ★藤村留美(写真)
 - ★黒田眞生(洋画)
 - ★篠嶋裕奈(日本画)
 - ★中出良一(彫刻・工芸)
 - ★辻煌珠(書道)
 - ★中村欣吾(写真)
 - ★教育委員会賞
 - ★川野博美(洋画)
 - ★川中公伯(日本画)
 - ★中村友子(彫刻・工芸)
 - ★畑允子(書道)
 - ★加藤幸洋(写真)
 - ★文化協会賞
 - ★玉田新成(洋画)
 - ★政井英昭(日本画)
 - ★酒井一彫刻・工芸
 - ★南部京華(書道)
 - ★佐々木修(写真)
- 福井新聞社賞**
- ★今村青翠(書道)
 - ★澤田伯珠(書道)
 - ★山岸慧流(書道)
 - ★中村陽一(写真)
 - ★奥村才丸(写真)
 - ★石田咲子(書道)
 - ★奥中太智(書道)
 - ★中山裕子(書道)
 - ★高原明美(写真)
 - ★永見典嗣(写真)
 - ★FBC賞
 - ★嶋田有紗(書道)
 - ★結の故郷賞
 - ★久保光範(洋画)
 - ★若原利彰(日本画)
 - ★土田卓己(彫刻・工芸)
 - ★中川雄太(書道)
 - ★前田守博(写真)
 - ★無鑑査特別賞
 - ★中西俊夫(写真)
- ☎ 地域文化課 (☎64・4834)
- ★は市内在住

参加者募集

SDGs目標 No.8.働きがいも経済成長も

初めての野菜づくり講座

自分で作った野菜は格別なものです。家庭菜園で人気の高い、プランターでのイチゴ栽培をしてみませんか。実際にイチゴの苗をプランターに植え、自宅で栽培することができます。

日時 10月15日(土)午前10時～11時30分

集合場所 市役所市民ホール

内容 プランターでのイチゴの栽培

講師 (株)花市場 代表 渡辺寛幸さん

対象 農産物栽培未経験者および初心者

定員 15人(先着)

参加料 1500円(材料費として。当日に現金でお持ちください)※使用する材料は全て主催者側で準備します



持ち物 薄手の手袋

申込方法 電話または電子メールで申し込む

申込締切 10月5日(木)午後5時

その他 実際に土を触りますので、運動靴、汚れても良い服装でお越しください。屋外での作業のため、日焼け、暑さ対策をお願いします

☎ 農業林業振興課 (☎64・4818)

電子メール: norin@city.fukui-ono.lg.jp

SDGs目標 No.8

初めての果樹栽培講座

直売所で人気商品の「果樹」の栽培をしてみませんか。実際に栽培している様子を見ることができます。

日時 10月25日(火)正午～午後6時

集合場所 城下町東広場駐車場

内容 県園芸研究センター(美浜町久々子)へ無料送迎バスにて向かい、ブドウなど果樹の栽培方法についての講義と果樹栽培農地を見学します

講師 県園芸研究センター 主任研究員

対象 市内在住で販売を目的に果樹を栽培してみたい人

定員 20人(先着)

参加料 無料

申込方法 電話または電子メールで申し込む

申込締切 10月14日(土)午後5時

☎ 農業林業振興課 (☎64・4818)

電子メール: norin@city.fukui-ono.lg.jp

SDGs目標 No.8

サトイモ病害への農薬購入を支援します

サトイモの土壌病害の発生予防と蔓延防止のため、種イモの消毒や圃場への散布に必要な農薬の購入費を補助します。

対象者 令和4年度にサトイモを生産する人

補助額 農薬の購入費の3分の1以内

対象となる農薬 ベンレートT水和剤20、アミスター20フロアブル、ジーファイン水和剤、ダイナモ顆粒水和剤、ペンコゼブ水和剤、ランマンフロアブル

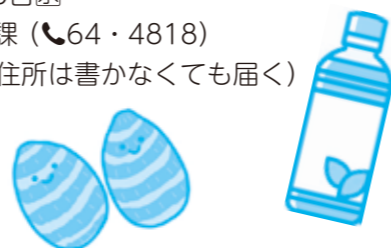
申請方法 対象者には後日申請書を送付します。農業林業振興課(市役所1階⑨番窓口)に直接または郵送

で提出してください

申請期限 11月30日(木)

☎ 農業林業振興課 (☎64・4818)

〒912-8666(住所は書かなくても可)



SDGs目標 No.8

生分解性マルチの購入を補助します

サトイモ栽培の省力化と、土壌で分解される生分解性マルチフィルム の普及促進のため、生分解性マルチの購入に対して補助金を交付しています。令和4年購入分の申請がまだの人は、早めに申請してください。

対象者 サトイモを販売目的で生産する人

補助額 生分解性マルチ1本(1.35m×200m)につき2200円

申請方法 申請書と添付書類を提出

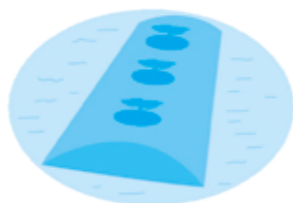
添付書類 納品書または領収書、振込先口座の通帳写し

申請期限 11月30日(木)

☎ 農業林業振興課 (☎64・4818)



▲申請書など詳しくはこちら



SDGs目標 No.3.すべての人に健康と福祉を

食べて、動いて、健康づくり

健康★食守フェスタ2022 開催

食育パネルや地元食材を使った料理の試食、クイズラリー、さまざまなスポーツ体験を楽しめます。年に1度の健康チェックにお越しください。

日時 10月9日(日)午前9時～午後3時

場所 エキサイト広場総合体育施設

参加料 無料

持ち物 内履き

その他 ヘルスウォーキングプログラム参加者は200ポイント進呈

目玉① NHK「みんなで筋肉体操」でおなじみ谷本道哉さんがやってくる!

「おのおで筋肉体操～Let's kinniku together!～」

※申込不要

時間 午後1時30分～(75分)

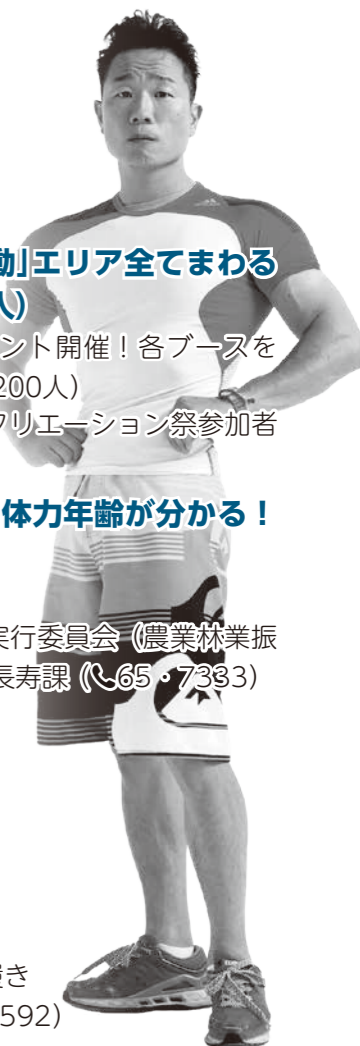
目玉② 「健康」「食守」「運動」エリア全てまわる と粗品進呈! (先着1000人)

お子さまハロウィーンイベント開催!各ブースを回ってお菓子をもらおう(先着200人)
※小学生以下のスポーツ・レクリエーション祭参加者もお菓子がもらえます

目玉③ 体力測定で自分の体力年齢が分かる! (正午終了)

☎ 越前おのの食守フェスタ実行委員会(農業林業振興課内☎64・4818) 健康長寿課(☎65・7333)

筋肉は裏切らない!



SDGs目標 No.3

同時開催! 第26回 スポーツ・レクリエーション祭

いろいろなメニューで体を動かして、スポーツの秋を楽しみましょう。

日時 10月9日(日)午前9時～正午

場所 エキサイト広場総合体育施設、明治公園

テーマ(内容) 各種スポーツ・レクリエーション体験

参加料 無料

持ち物 運動できる服装、内履き

☎ スポーツ推進課 (☎65・5592)

SDGs目標 No.3

第59回奥越ふれあい駅伝大会 参加チーム募集

日時 11月13日(日)午前8時30分スタート(雨天決行)

場所 奥越ふれあい公園特設周回コース

種目 距離別や男女別など8部門 詳しくは市ホームページをご覧ください

申込方法 専用フォームから申し込む

申込期間 10月1日(日)～25日(火)午後5時

☎ スポーツ推進課 (☎65・5592)



市ホームページこちら

申し込みはこちら▶



SDGs目標 No.3

エキサイト広場総合体育施設のバスケットゴールを更新しました

更新器具 バスケット台、ショットクロック、セッティングゲージ各2組4台

利用対象 個人、団体問わずどなたでも利用できます。詳しくは電話で問い合わせください

☎ スポーツ推進課 (☎65・5592)



スポーツくじ



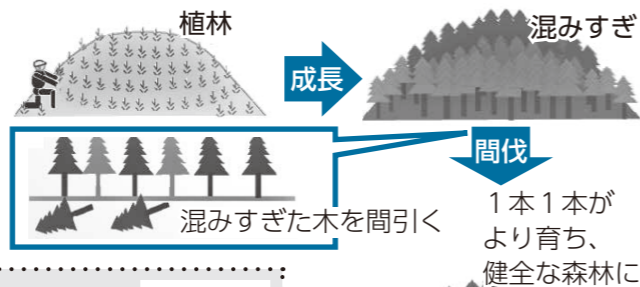
スポーツ振興くじ助成金を受けて整備しました

二酸化炭素を吸収する森を育てよう！

問 環境・水循環課 (☎64・4828)

森林は光合成により二酸化炭素(CO₂)を吸収しますが、適切な整備をしないと、温暖化防止に役立つ森林にはなりません。

成長を妨げる雑草やツルを取り除く「下草刈り」や混みすぎた木を間引きする「間伐」など保育をすることで、成長が促進され、より多くのCO₂を吸収するようになります。



WOOD CHANGE(ウッド・チェンジ) プロジェクト

木を利用することで、持続可能な社会へチェンジする活動です。木を使うことで日本の林業が活性化され、CO₂をたくさん吸収する健全な森林が育っていきます。



詳しくはこちら▲

図：林野庁資料を基に本市作成

私たちができる取り組み

木を植える

植林などにより森林面積を増やし、吸収されるCO₂の量を増やします



エネルギーとして使う

石油ストーブを薪ストーブなどに替えれば、CO₂排出量を減らし、間伐材などの有効利用にもなります



森林を守る商品を選ぶ

適切な森林管理下で育成された木材を活用していることを認証するマークなどのついた商品を選びましょう



木材を使う

木造住宅など木製の耐久財は、炭素の貯蔵庫。県産材を使えば、県内林業の育成にもなり、より効果的です



SDGs目標 No.4. 質の高い教育をみんなに

「20歳のつどい」は一部制で実施

問 生涯学習・文化財保護課 (☎65・5590)

大野市では成年年齢が18歳へ引き下げられたことを受け、「成人式」から「20歳のつどい」に名称を改めて20歳の人を対象に開催します。詳細は、12月上旬に対象者へ案内します。

開催日 令和5年1月8日(日)午後1時～

場所 文化会館

対象者 平成14年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人

その他 ・市外に住民登録がある人で、本市の20歳のつどいに参加を希望する人は、事前に申し込みが必要です

・当日はマスクを着用してください

・発熱や風邪症状のある人は参加を控えてください

・今後の新型コロナウイルス感染症の状況や天候により、開催方法や日程を変更する場合があります



20歳のつどい協賛事業者募集

20歳のつどい参加者へのお祝い品を提供する協賛事業者を募集します。お祝い品を通じて、20歳の若い人たちをお祝いしませんか。

対象事業者 法人その他の団体および事業を営む個人で、市内に本社、支社、営業所、店舗などを有し、市税などの滞納のない事業者

協賛内容 20歳のつどい参加者約300人に対する品物の無償提供または抽選会における景品の無償提供
※クーポン券、割引券などの直接営業に関わるものは対象外とします

※お祝い品の納入時期や配布方法、余剰分の取り扱いなどについては事前に協議します

申込方法 申込書を生涯学習・文化財保護課(学びの里「めいりん」内)へ提出

申込締切 11月11日(金)午後5時

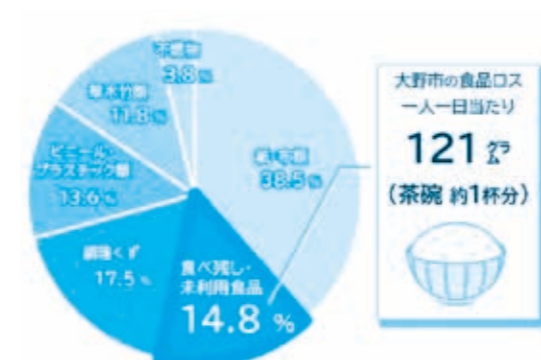
申込書など詳しくはこちら▶



おいしく食べて減らす『食品ロス』

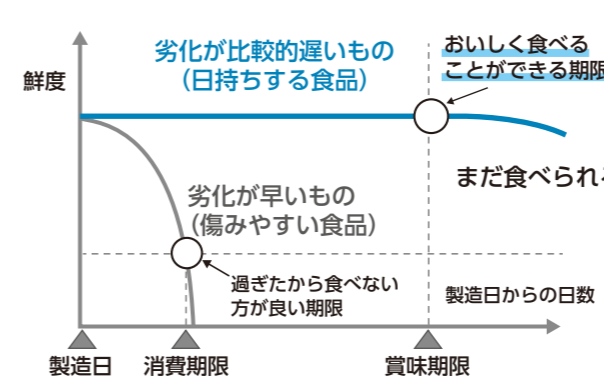
10月は食品ロス削減月間、10月30日は食品ロス削減の日です

大野市の燃やせるごみの内訳



「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまった食品のことです。日本の食品ロスは、年間522万トン(農林水産省および環境省「令和2年度推計値」)に上ります。本市においても、燃やせるごみのうち、約15%が食べ残しや未利用食品などの食品ロスであるという調査結果が出ています。1人1日当たりに換算すると、121g(茶碗約1杯分)の食べ物が捨てられていることになります。食品ロスを減らすために、できることから取り組んでみましょう。

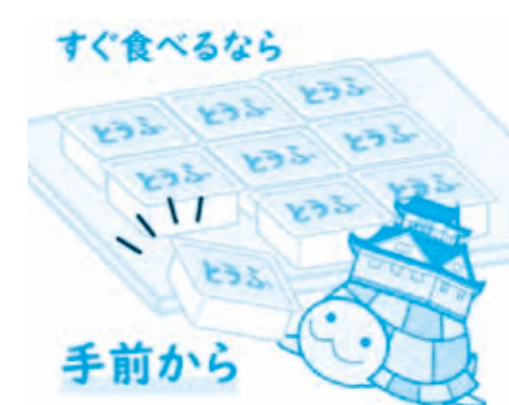
消費期限と賞味期限のイメージ



消費期限と賞味期限の違い
消費期限は、過ぎたら食べない方がよい期限。賞味期限は、おいしく食べることができる期限です。開封前ですべての方法で保存している食品は、賞味期限が過ぎてもすぐに廃棄せず、自分で食べられるかどうかを判断することも大切です。

○すぐ食べるなら「てまえどり」
てまえどりは、購入してすぐ食べる場合に、スーパーなどで商品棚の手前にある商品や値引き商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行動です。店舗で期限切れにより廃棄される食品を減らすことで、食品ロス削減につながります。

○食品ロスを減らす
運搬や焼却に使う化石燃料の使用量が減ることによって、二酸化炭素排出量、無駄な支出が減ります。



食べきりレシピはこちら▼
市内の食べきり運動協力店・応援店はこちら▼

環境・水循環課 (☎64・4828)

○おいしいふくい食べきり運動
食べ残しを減らす取り組みにご協力をお願いします。

①家庭やホテル、レストランなどで、おいしい福井の食材を使っておいしい料理を作ろう

②作られた料理をおいしく食べ切ろう

③残ってしまった料理は、家庭で新たな食材としてアレンジ料理に活用し、外食時には持ち帰って家で食べ切ろう



シリーズ ガク活

各小中学校の特色ある取り組みを紹介する、シリーズ「ガク活」。第5回は、和泉小学校と尚徳中学校の取り組みを紹介します。

☎ 教育総務課 (☎64・4827)

輝く和泉っ子 ~和泉の強みを生かして、一人一人が輝く学校づくり~

和泉小学校の強み

①全校児童が12人である

人数が少ないからこそ、いろいろなことに取り組み、挑戦し、じっくり考え表現することができます。子どもたちは、一人一人の受け持ちが多く大変な分、たくさん努力します。だからこそ、一人一人が輝いているのです。もちろん難しいこともあります。そんなときは学年の枠を超えた活動の中で、助け合い(+)、引き受け(-)、声を掛け合い(x)、分かち合う(÷)という協働が自然と行われています。



◀県ふるさとCMコンテスト 奨励賞受賞動画はこちら



②和泉の豊かな自然に包まれている

春は花桃、初夏は新緑、秋は紅葉、冬は雪景と四季それぞれの絶景を味わうことのできる素晴らしい環境の中、たくさんの学びに出会い、豊かな心を育てています。



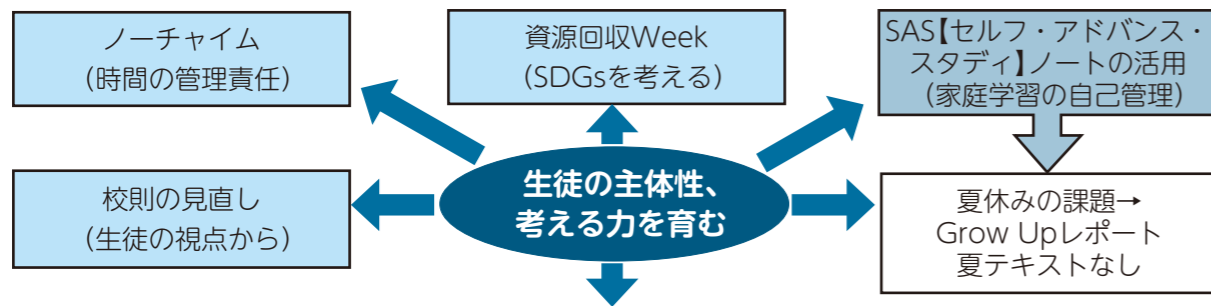
③地域と学校がスクラムを組んでいる

地域が一体となって子どもたちの安心安全と学びを力強くサポートしています。穴馬スイートコーンと穴馬カブラの栽培、ヤマメの稚魚放流、アジメドジョウ給食、昇竜太鼓、しの笛、穴馬紙すき、アルペン・クロスカントリースキーなど、ふるさとの歴史や自然を学習に積極的に取り入れ、ふるさとに愛着を持ち、大切にしたい気持ちが育まれています。

~尚徳中学校 G・Uデーの取り組み~

生徒の主体性、考える力を育む

尚徳中学校では、生徒の声やアイデアを反映させて、魅力ある学校づくりを進めています。



G・Uデーの実施 「G・Uデー」とは、「自由デー」→「各自が自由な時間を過ごす」と捉えてしまいがちですが、G・UとはGrow Up(成長)のことで「生徒自身が内容を考えて実行することで、自分の学校生活をより良くしていこう」「自分の成長につながる活動しよう」という生徒会長の気持ちが込められています。



自然災害の後は… 通電火災に注意!

☎ 消防予防課 (☎64・4899)

画像出典: (独)製品評価技術基盤機構YouTube

■「通電火災」とは?

「通電火災」は、地震、台風などの自然災害の影響により、停電から電気が復旧することによって発生する火災です。皆さんが避難しているときに発生し、大きな火災となる恐れがあります。

特に近年は、地震により電気製品の破損や転倒、電気配線のショートが原因となる火災が多く発生しており、平成23年3月11日の東日本大震災では発生した火災の過半数が電気によるものでした。



■通電火災を防ぐポイント

- ・地震により停電が発生したら、電気製品のスイッチを切り、電源をコンセントから抜く
- ・避難するときはブレーカーを落とす
- ・停電後の再通電時は、電気製品の異常がないかを確認し、燃えやすい物を近くに置かない
- ・地震の大きな揺れで電気を遮断する「感震ブレーカー」を設置する

■地震火災を防ぐポイント

- ・家具などの転倒防止対策を行う
- ・住宅用火災警報器を設置し、適切に維持管理する
- ・石油ストーブなどの油漏れを確認する
- ・ガス機器や石油機器を再使用するときに、破損がないことを確認し、近くに燃えやすい物を置かない
- ・地域の防災訓練に参加するなど、地震発生時の対応を身に付ける

高齢者を住宅火災から守りましょう

住宅火災の死者のうち約7割が65歳以上の高齢者です。近年の高齢化社会の進展とともに、この割合がさらに増加することが懸念されています。高齢者を住宅火災から守るため、次のことを確認し、住宅火災に備えましょう。また、啓発活動として、10月中に女性消防団員が市内の一部地域の高齢者世帯を対象に、防火訪問を実施します。

住宅用火災警報器を点検しましょう

火災からの逃げ遅れを防ぐため、寝室などに警報器の設置が義務付けられています。警報器が正常に作動するか、定期的に点検を行いましょう。

住宅用消火器を用意しましょう

消火器には、小さく軽い「住宅用消火器」やスプレー式で扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」があります。火災を小さいうちに消すため、消火器を用意しましょう。

防災品を使いましょう

住宅火災の出火原因1位は「たばこ」です。また、こんろの火が衣服に燃え移る事故も発生しています。寝具やエプロンは燃えにくい防災品を使いましょう。



☎ 消防予防課 (☎64・4899)



10月 神無月 市民カレンダー

日	月	火	水	木
30	31	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減月間 臓器移植普及推進月間 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(1日～11月30日) 乳がん月間 里親月間 安全安心まちづくり推進旬間(11日～20日) 薬と健康の週間(17日～23日) 読書週間(27日～11月9日) <p>●印の行事は別の紙面で詳しく記載しています。 ※マイナンバーカードの交付窓口は午後7時まで 午後5時15分以降は要予約 ☎64・4810</p>		
●図書館まつり 前10～後4 心のおやつ時間 前10:30～11 図書館	市民生活・統計課窓口業務延長 ～後8※	<p>今月は後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納付月です! ●後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第4期</p> <p>◆納期限 10月31日(月) ※普通徴収は、年金から保険料が天引きされない方が対象です。市発行の納付書で、金融機関などで個別に納めてください</p>		
2	3	4	5	6
心のおやつ時間 前10:30～11 図書館	市民生活・統計課窓口業務延長 ～後8※	健康プラスデー 前9～正午 保健センター(結とびあ内) 頭シャキーンいきいきOH! 脳音読会 前10:30～11:30 図書館 健康栄養相談 前11～正午 保健センター(結とびあ内)		市民生活・統計課窓口業務延長 ～後8※
9	10	11	12	13
マイナンバーカード休日交付 窓口(要予約) ☎64・4810 前9～正午 心のおやつ時間 前10:30～11 図書館	●ごみの祝日受け入れ 心のおやつ時間 前10:30～11 図書館			市民生活・統計課窓口業務延長 ～後8※
16	17	18	19	20
家庭の日	市民生活・統計課窓口業務延長 ～後8※	統計の日 元気づくり体操クラブ 前10～11 下庄公民館	食育の日 行政相談 特設巡回相談 後1:30～3:30 下庄公民館	土用 市民生活・統計課窓口業務延長 ～後8※ 行政相談 特設巡回相談 後3:30～5:30 富田公民館
23	24	25	26	27
霜降 電信電話記念日 ●ごみの第4日曜日受け入れ 普通救命講習会(要予約) 前9～正午 消防署 ☎64・4898 絵本の部屋 前10～正午 図書館 心のおやつ時間 前10:30～11 図書館	市民生活・統計課窓口業務延長 ～後8※	1歳半児健康診査 後1:10～2 保健センター(結とびあ内)	3歳児健康診査 後1:10～2 保健センター(結とびあ内)	市民生活・統計課窓口業務延長 ～後8※

各種相談日

相談名	開催日	時間	会場・問い合わせ先
育児相談会	6・20日	前10～11	保健センター(結とびあ内) ☎65-7333 (保健センター)
育児不安解消サポート事業(おひさま広場)	要予約 20日	前10～11:30	勝山市子育て支援センター ☎66-2076 (奥越健康福祉センター)
心の健康相談	要予約 5・19日	後2～4	奥越健康福祉センター ☎66-2076
エイズ相談検査、B型・C型肝炎相談検査	4・18日	前9～11	
女性相談	3・6・13・17・20・27・31日	前9～後5	結とびあ ☎64-5142 (福祉課)
補聴器相談	17日	前10～正午	
ストレス相談	要予約 13日	後2～4	
【法律関係】			
人権相談・行政相談	6・20日	後1:30～3:30	結とびあ ☎64-4820 (総務課)
行政相談	6日	後2～4	和泉ふれあい会館
無料登記相談	12日	後1:30～4	結とびあ ☎65-8773 (社会福祉協議会)
法律相談	要予約 13・27日	後1～4	

休日急患診療

【診療科目】
小児科(日・祝日のみ)・内科・外科
【診療時間】
土曜日 後1～9(1・8・15・22・29日)
日・祝日など 前9～後9(2・9・10・16・23・30日)

休館日

金	土
<p>今月の納税</p> <p>市県民税 第3期分 国民健康保険税 第4期分</p> <p>◆納期限 10月31日(月)</p> <p>★納税は、便利な口座振替をご利用ください</p>	<p>1 土地の日</p> <p>心のおやつ時間 後2:30～3 図書館 あそぼう百人一首 後3～4 図書館</p>
<p>7</p> <p>元気づくり体操クラブ 後1:30～2:30 下庄公民館</p>	<p>8 寒露</p> <p>マイナンバーカード休日交付 窓口(要予約) ☎64・4810 前9～正午 心のおやつ時間 後2:30～3 図書館</p>
<p>14 鉄道記念日</p>	<p>15 青少年育成の日</p> <p>うきうき! ボードゲームクラブ 前10:30～11:30 図書館 自然あそび 後2:30～3:30 図書館</p>
<p>21</p>	<p>22</p> <p>心のおやつ時間 後2:30～3 図書館 おはなし会 後3～3:30 図書館</p>
<p>28</p>	<p>29</p> <p>心のおやつ時間 後2:30～3 図書館 おはなし会 後3～3:30 図書館</p>

施設名	休館日
学びの里「めいりん」	なし
公民館	10日
図書館	3・16・17・24・31日
本願清水イトヨの里	3・11・17・24・31日
水のがっこう	なし
歴史博物館・民俗資料館	なし
越前大野城	なし
笛資料館	3・11・17・24・31日
和泉郷土資料館	
武家屋敷旧内山家	なし
武家屋敷旧田村家	
文化会館	3・17・24・31日
COCONOアートプレイス	3・11・17・24・31日
B&G海洋センター	3・10・11・17・24・31日
Eキサイト広場	5・11・12・19・26日
あっ宝んど	11日
うらら館	3・11・17・24・31日
平成の湯	4・11・18・25日
結とびあ(有終会館)	なし

各種検診日

【生活習慣病健診・肺がん検診・胃がん検診・前立腺がん検診・肝炎検査・ピロリ菌検査・風しん抗体検査】

実施日	時間	会場
7日	前8:30～10:30	結とびあ
16日	前8:30～10:30	結とびあ
19日	前8:30～10:30	結とびあ

【大腸がん検診】

実施日	時間	会場
7日	前8:30～10:30、後1:15～2:15	結とびあ
8日	後1:15～2:15	ショッピングモールVio
16日	前8:30～10:30	結とびあ
19日	前8:30～10:30、後1:15～2:15	結とびあ

【子宮頸がん検診・乳がん検診】

実施日	時間	会場
7日	後1:15～2:15	結とびあ
8日	後1:15～2:15 ※子宮頸がん検診はありません	ショッピングモールVio
16日	前8:30～10:30 ※子宮頸がん検診はありません	結とびあ
19日	後1:15～2:15	結とびあ

【その他】

相談名	開催日	時間	会場・問い合わせ先
結婚相談・女性悩みごと相談(レディース・トラブル・バスター)	5・12・19日	5日 後6～8 ほか 後1:30～3:30	結とびあ ☎64-5140 (こども支援課)
年金相談	要予約 27日	前10～後3:30	大野商工会議所 ☎0776-23-4518 (福井年金事務所)
臨床心理士による教育相談	要予約 6・13・20・27日	後1～5	青少年教育センター ☎66-6650 (教育総務課)
心配ごと相談	13・27日	前9～正午	結とびあ ☎65-8773 (社会福祉協議会)

【中小企業相談】(商工業に関する相談)

相談名	開催日	時間	会場・問い合わせ先	
経営(商業)	要予約 7日	後1～4	大野商工会議所 ☎66-1230 ※相談日の前日までに予約してください	
労働	要予約 11日	後1～4		
金融(日本政策金融公庫・中小企業事業)	要予約 13日	後1～3		
法律	要予約 20日	後1～4		
税務	要予約 21日	後1～4		
事業承継	要予約 18日	後1～4		
司法書士相談	19日	後1～4		
夜間相談	6・20日	後5:30～8		
和泉地区相談会	開催しません			(会場)和泉ふれあい会館